

上峰町保育士等人材確保促進事業助成金交付要綱

令和3年8月27日

告示第21号

(目的)

第1条 この要綱は、町内の保育施設等に就労する者に対し、助成金を交付することにより、保育士等の人材確保、定着及び離職防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育施設等 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する教育・保育施設、同条第5項に規定する地域型保育を行う施設及び企業主導型保育事業を行う施設等その他町長が認める保育施設をいい、町内に所在し、かつ、町内在住の児童が在籍する施設に限る。
- (2) 保育士等 保育士の資格又は幼稚園の教諭免許を有し、保育施設等において勤務する者のうち、次のア又はイのいずれかに該当する者をいう。
 - ア 月120時間以上の勤務を行う者（以下「常勤保育士等」という。）
 - イ 月80時間以上120時間未満の勤務を行う者（以下「非常勤保育士等」という。）
- (3) 産前産後休暇等 労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定による休業並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業及び同条第2号に規定する介護休業をいう。
- (4) 認定開始月 次のアからウまでに掲げる保育施設等で就労を開始した時期の区分に応じ、当該アからウまでに定める月をいう（第5条第1項ただし書に規定する場合を除く。）。
 - ア 令和3年3月31日以前
 - 令和3年4月

イ 令和3年4月1日からこの要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の
前日まで 就労を開始した日の属する月

ウ 施行日以後 就労を開始した日の属する月

(5) 助成対象となる日 次のアからウまでに掲げる保育施設等で就労を開始した日の区分に応じ、当該アからウまでに定める日をいう。

ア 令和3年3月31日以前 令和3年4月1日

イ 令和3年4月1日から施行日の前日まで 就労を開始した日

ウ 施行日以後 就労を開始した日又は第2号に規定する要件に該当することとなった日のうちいずれか遅い方の日

(助成対象者)

第3条 本事業の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する保育士等とする。

(1) 保育施設等で就労している者（以下「第1号助成対象者」という。）

(2) 保育施設等に当該年度中に新規職員として就労を開始する者（以下「第2号助成対象者」という。）

2 前項の規定にかかわらず、公務員である者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第4項に規定する臨時的任用職員を除く。）については、本事業の対象としない。

3 保育施設等と6か月未満の期間の定めのある雇用契約を締結した者は、本事業の対象としない。

4 助成対象者が産前産後休暇等を取得する場合は、当該休暇の取得後に当該保育施設等に復職する意思があることを確認することができる者についてのみ、本事業の対象とする。

5 同一事業者が運営する施設間の異動は、新規職員とみなさない。

(助成内容)

第4条 町長は、助成対象者に対し、認定開始月から就労した期間（産前産後休暇等により勤務しなかった期間を含む。）につき、次に掲げる表により、助

成金を交付する。

種類	対象者	助成の額	助成期間
養育支援金	第1号助成対象者及び第2号助成対象者のうち、未就学児と同居し、かつ、養育している常勤保育士等	月額1万円（ただし、町外に住所を有する者は、月額5,000円とする。）	同居し、かつ、養育している末子が6歳に到達する年度末まで
新規就労支援金	第2号助成対象者	月額1万円（ただし、非常勤保育士等は、月額5,000円とする。）	就労を開始した日の属する月から起算して48か月間

- 2 養育支援金については、養育する児童と同居しなくなったときは、これを交付しないものとする。
- 3 新規就労支援金については、助成期間が終了する前に勤務する保育施設等を退職し、連続して、又は一定期間を空けて新たに保育施設等に就労した場合は、前勤務施設での助成期間を引き継ぐこととし、同一の助成対象者に対する助成は、48か月分を限度とする。
- 4 第1項に規定する助成金の総額は、予算の範囲内とする。

（認定申請）

第5条 助成対象者は、上峰町保育士等人材確保促進事業助成金受給資格認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、前条第1項に規定する各助成金の助成対象となる日から90日以内に町長に提出しなければならない。ただし、助成対象となる日から90日を超えて申請をした場合は、第2条第4号の規定にかかわらず、申請月を認定開始月とする。

- (1) 保育士等の資格を有することが分かる書類の写し
- (2) 雇用契約の内容が分かるもの（雇用契約書等）の写し
- (3) 世帯全員の住民票の写し（養育支援金を申請する場合に限る。ただし、

上峰町の住民基本台帳に記録されている者を除く。)

(4) 誓約書(様式第2号)

(5) その他町長が必要と認める書類

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日の前日までに町内の保育施設等で就労を開始している助成対象者から、施行日から90日以内に同項の規定による申請があったときは、同項に規定する申請期限までに申請があったものとみなす。

(助成対象者の認定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、認定の可否を決定し、上峰町保育士等人材確保促進事業助成金受給資格認定(却下)通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第7条 本事業の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)が助成金の交付を受けようとするときは、上峰町保育士等人材確保促進事業助成金交付申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 保育施設等が定める産前産後休暇等を取得中であることを証明する書類(産前産後休暇等の取得期間の属する月が各助成金の助成対象となっている場合に限る。)

(2) その他町長が必要と認める書類

- 3 第1項の規定による提出は、各助成金の交付の対象となる月から1年以内に行わなければならない。

(支払)

第8条 助成金の支払いは、原則として年2回とする。ただし、特別な事情がある場合で町長が認めるときは、この限りでない。

(交付決定)

第9条 町長は、第7条第1項の規定による申請があったときは、内容を審査し、交付の可否を決定し、上峰町保育士等人材確保促進事業助成金交付決定(却

下) 通知書(様式第5号)により受給資格者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第10条 受給資格者は、第5条第1項に規定する提出書類の記載内容に変更があった場合は、当該事由が生じた日から起算して90日以内に上峰町保育士等人材確保促進事業助成金変更承認申請書(様式第6号)に変更を証する書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の変更承認申請書が提出された場合は、町長は、変更内容を審査し、上峰町保育士等人材確保促進事業助成金変更承認通知書(様式第7号)により、受給資格者に通知するものとする。

3 前項の規定により審査し、助成額が変更となる場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から行うものとする。

(認定の取消し等)

第11条 町長は、受給資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すものとする。

(1) 町内の保育施設等に就労しなくなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、助成対象者として不適当であると認められるとき。

2 受給資格者は、前項各号に該当する場合は、当該事由が生じた日から30日以内に町長にその旨を届け出なければならない。

3 第1項の規定により認定を取り消したときは、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の助成金は、交付しないものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 町長は、虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は助成金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和6年4月1日告示第69号）

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

上峰町長 様

上峰町保育士等人材確保促進事業助成金受給資格認定申請書

上峰町保育士等人材確保促進事業助成金の受給資格者として認定を受けたいので、下記のとおり上峰町保育士等人材確保促進事業助成金交付要綱第5条第1項の規定により申請します。

なお、受給資格の有無について、町の公簿等によって確認することに同意します。また、申請内容を確認するために上峰町が関係者へ問い合わせ、及び情報提供を求めることについて異議を申し立てません。

記

申請者	氏名	生年月日	性別		
	(フリガナ)	年 月 日	男 ・ 女		
住所・連絡先	(住所) (連絡先)				
勤務する施設名					
申請者の世帯員 (養育支援金を希望する場合のみ)	氏名	続柄	生年月日	性別	職業又は学校名等
	(フリガナ)		年 月 日	男・女	
	()		年 月 日	男・女	
	()		年 月 日	男・女	
	()		年 月 日	男・女	
希望する助成金	☐ 養育支援金 ☐ 新規就労支援金				

- 【添付書類】 ☐保育士等の資格を有することが分かる書類の写し
☐雇用契約の内容が分かるもの（雇用契約書等）の写し
☐世帯全員の住民票の写し（養育支援金を申請する場合で町外居住者のみ）
☐誓約書 ☐その他（ ）

様式第 2 号（第 5 条関係）

誓 約 書

この度、上峰町保育士等人材確保促進事業助成金に係る受給資格認定を申請するに当たり、下記の事項を誓約し、厳守いたします。

記

- 1 上峰町保育士等人材確保促進事業に協力すること。
- 2 申請書及び申請書に添付する書類の記載事実に相違ないこと。
- 3 上峰町保育士等人材確保促進事業助成金交付要綱第 12 条の規定により、助成金返還命令を受けた場合は、交付を受けた助成金の全部又は一部について、速やかに返還すること。

上峰町長 様

年 月 日

住所

氏名

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

上峰町長

上峰町保育士等人材確保促進事業助成金受給資格認定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった、上峰町保育士等人材確保促進事業助成金の受給資格について、下記のとおり認定（却下）しましたので通知します。

記

該当	助成金の種類	助成予定期間	備 考
☐	養育支援金	年 月 日から 年 月 日まで	
☐	新規就労支援金	年 月 日から 年 月 日まで	

（却下理由）

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

上峰町長 様

申請者

住所
氏名

上峰町保育士等人材確保促進事業助成金交付申請書

上峰町保育士等人材確保促進事業助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、産前産後休暇等取得中の場合は、休暇取得後に町内保育施設等に復職する予定であることに相違ありません。

記

1 助成申請額 合計 円

2 助成金の種類及び申請額

助成金の種類(該当を○で囲む。)	助成対象期間 A	1 か月分の 助成額 B	申請額 A×B
養育支援金	か月分		
同居し、かつ、養育している未就学児名 【 】	(年 月から 年 月まで)	円	円
新規就労支援金	か月分		
	(年 月から 年 月まで)	円	円

3 指定口座(申請者名義のもの)

金融機関名		金融機関番号	
支店名		店番号	
口座番号		預金種目	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ その他()
口座名義人	フリガナ		

4.添付書類

- ☐ 通帳の写し(カナ名義記載ページ、初回支払及び支払口座変更の場合)
- ☐ 産前産後休暇等取得中であることを証明する書類
- ☐ その他()

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

上峰町長

上峰町保育士等人材確保促進事業助成金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請・請求のあった、上峰町保育士等人材確保促進事業助成金の交付について、下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

記

1. 交付決定額 計 円

内 訳

養育支援金 円（ 円× か月分）

新規就労支援金 円（ 円× か月分）

2. 振込予定日 年 月 日

（却下理由）

様式第 6 号（第 10 条関係）

年 月 日

上峰町長 様

申請者

住所

氏名

上峰町保育士等人材確保促進事業助成金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で受給資格認定の通知があった上峰町保育士等人材確保促進事業助成金について、下記のとおりその内容を変更したいので、上峰町保育士等人材確保促進事業助成金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 変更の内容

2. 添付書類 当該変更申請に係るもの

様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

上峰町長

上峰町保育士等人材確保促進事業助成金変更承認通知書

年 月 日付け 第 号により決定した、上峰町保育士等人材確保促進事業助成金について、下記のとおり変更の承認をしたので通知します。

記

1. 変更の内容

養育支援金

新規就労支援金

その他

2. 変更の理由